

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和5年5月17日

【開催日】 令和5年5月17日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午後0時15分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
社会福祉課長	坂根良太郎	社会福祉課課長補佐	三好正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎		
子育て支援課課長補佐	野村豪	子育て支援課保育係長	重村亮太郎
子育て支援課子育て支援係長	藤田浩子		

【事務局出席者】

次長	中村潤之介	議事係主任	岡田靖仁
----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第32号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について
- 2 承認第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に関する専決処分について

松尾数則分科会長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。審査日程につきましてはお手元に配付しておりますので、これに従って審査してまいります。それでは、議案第 32 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）について審査します。執行部の説明を求めます。

坂根社会福祉課長 それでは、議案第 32 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）の社会福祉課分について御説明します。配布している資料を御覧ください。令和 5 年 3 月 28 日に物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり 3 万円を目安として支援を行う方針が閣議決定されました。本市では、国から交付される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を利用して、住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり 3 万円の給付金を支給します。今回の補正予算における支援給付金の対象者は、基準日である令和 5 年 6 月 1 日において、世帯全員が令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。支給方法についても、今までの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などと同様に市民税均等割非課税世帯に対して、課税情報から対象世帯を抽出し、案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定された銀行口座へ振込を行います。周知、広報につきましても、今までと同様に、広報誌、ホームページはもちろん、生活困窮者自立支援相談事業の委託先である社会福祉協議会等にチラシを置くなどして周知してまいりたいと考えております。今後のスケジュールですが、議会の議決を頂いた後、速やかに住民税均等割非課税世帯の抽出等に係るシステムの開発の契約を締結し、7 月上旬までに発送し、返送された確認書を確認して、7 月下旬には振込を開始できるのではないかと考えております。補正予算書 8、9 ページをお

開きください。歳出から御説明します。3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費、2億8,262万5,000円を増額するものです。内訳として、3節職員手当等61万7,000円は、職員の時間外勤務手当です。10節需用費19万2,000円は、事務を行うための消耗品費と印刷製本費です。11節役務費481万6,000円は、支給や振込通知書の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料です。12節委託料700万円は、システム開発委託料と確認書帳票印刷と封入の委託料です。18節負担金、補助金及び交付金2億7,000万円は、対象者である非課税世帯を9,000世帯と見込んだ支援給付金です。続きまして、これに伴う特定財源を御説明します。補正予算書6、7ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、歳出と同額である2億8,262万5,000円を計上しています。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課分を御説明します。一般会計補正予算書の8、9ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費を631万8,000円増額し、32億359万6,000円とするものです。この内訳は、18節負担金、補助及び交付金です。これは、物価高騰下にあっても、私立認可保育所等においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるよう、食材料費支出に係る増加相当額に対する支援を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものです。これは山口県が定めた山口県保育所副食費等物価高騰対策支援事業として実施するものであり、私立認可保育所については間接補助として市が補助し、私立幼稚園及び認可外保育施設に対しては山口県が直接補助します。この事業に伴う特定財源の補正については、6、7ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億5,986万8,000円のうち54万円、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金577万8,000円を計上しております。県の補助割合は10分の10ですが、補助対象経費が、令和3年度の食材料費支出と令和5年度の食材料費支出との増加相当額であることから、令和4年度及び令和5年度に各1園開園した私立認可保育所は県事業の対象とならないため、2園分54万円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。再度、15款国庫支出金の説明に戻ります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億5,986万8,000円のうち73万1,000円を財源充当するものです。充当費目は、8、9ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費のうち、物価高騰対策分として歳出予算を増額した公立保育所3園の賄材料費です。なお、この増額分については本年度の当初予算で措置しているため、この度の増額補正はありません。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。  
社会福祉課分の内容から質疑を受けたいと思います。

山田伸幸委員 対象世帯は9,000世帯ということでした。これまでも何度か行われてきたんですが、実際に給付が行われた世帯はどの程度だったんですか。実績について報告してください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの給付金事業につきましては、10万円を給付した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と、5万円を給付した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金とを行っております。まず、10万円の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年度、4年度を合わせまして7,510件

給付しております。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金につきましては、6,688件給付しております。

山田伸幸委員 今お聞きすると、9,000世帯とはかなり差があるんですけど、これは要するに、案内しても申請されない人が1,000件以上いらっしゃるということなんでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの10万円と5万円の給付金は、国が制度を設計して、補助事業として市が行ってきました。しかし、今回の事業は、国の交付金を基に市が単独で事業を行うものとなっております。これまでの5万円と10万円の給付金の際には、対象者が非課税世帯でも、例えば、世帯全員が課税者の扶養になっている世帯などは除外されていたんですけども、今回は全非課税世帯が対象となります。なお、お配りした資料に書いていますが、対象世帯は非課税世帯です。除外するのは、本来であれば市民税がかかる程度の収入があるけれども、租税条約で非課税になっている世帯や、他市町村でこれと同種の交付金などを受けている世帯は除外するとしておりますので、対象が若干変わってきています。

大井淳一郎委員 9,000件を対象と見込んでいるということですが、実際にこれまでに2度やってきて、7,510件、6,688件が100%ではないと思うんです。大体どれぐらい返送されてきたという実績を教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の際はおおむね9割で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の際には86.73%で、9割弱でした。

大井淳一郎委員 1割強返ってきていないということですが、この理由は、そもそも届いていないのか。それとも、届いたけれど返ってきていないの

か。あるいは、返ってきたけど、要らないというチェックが入っていたのか。この内訳を教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 内訳は用意していないんですけれども、そもそも郵便物が届かなかった世帯は、そこまで多くはありませんでした。要らないと断られた方もいらっしゃるんですけど、これは口頭で断られることが多いので、件数は把握しておりません。

大井淳一郎委員 口頭ではっきり断られたのは仕方ないと思うんですけど、私の認識が正しければ、要らない場合は確認書にチェックを入れるんですよ。そこに要するという意味でチェックする方もいると思うんです。過去に、チェックを入れた方に対しては確認の電話をすべきではないかという質疑をしたと思うんですが、現状はいかがでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 確認書の中に給付金が必要ないというチェック欄が確かにございます。ここにチェックを入れた方全員に電話確認を行っております。

大井淳一郎委員 確認した結果、勘違いしていたケースはありましたか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 若干ありました。

吉永美子委員 今回の3万円については、国から、例えば、給付する金額を2万円に落として、対象者の幅をもっと広げてもいいという話があると思います。以前から申し上げていることですが、非課税世帯まではいかないけれど、本当にぎりぎりですごく苦しいけれど、なぜか非課税のラインを超えているので対象にならない人たちがおられることが想定されると思うんです。国の考え方に沿って柔軟に対応することは検討されなかったのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 事業を検討する中で、均等割のみが課税されている世帯や家計急変世帯等への給付も検討しました。しかし、今回、商品券発行事業を同時に行うことになりましたので、本給付金の対象は非課税世帯のみとさせていただきます。

吉永美子委員 商品券発行事業とタイアップするのは、考え方が違うように感じます。今後のスケジュールについて、7月から振込開始ですね。実は国からこの事業をやると発表があったときに、事業開始はいつ頃になるかという問合せがあったんです。国としては、5月末までにしてほしいという流れを作っていると思うんです。7月に振込を開始することは、最大限国の考え方に沿っているのか。そして、例えば、長期入院されていて、この事業のことを知らない場合に、11月末が確認書受付終了となっていますが、これには全く柔軟性がないのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今回の事業は令和5年度非課税世帯を対象にしており、その課税決定をするのが6月1日となります。このため、どうしても6月1日より後に事業が動き出します。システム導入や封入、封緘等の作業を考えて、ここに掲示しているスケジュールが最速であると考えております。それから、確認書の受付期間ですが、5万円と10万円の給付金のときには、おのおの確認書を発送してから3か月以内を受付期間としていたところですが、今回は6、7月に発送したとして、受付期間が5か月あります。その間に出てきていない方に対するアプローチも含めて行いたいと考えて、前よりは受付期間を長くしております。

吉永美子委員 子育て世帯についてもそうですが、今は本当に大変な時代ということで国から給付金が出ています。市に汗をかいていただくわけですが、困っている方に送金される際に、先ほどもありましたが、やはりどうしても漏れが出てきてしまう。今回についても100%とはならないのは分かっているんですけど、対象者にできるだけ受け取っていただくためにどのような努力をされますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 まず、この事業を実施することについての広報は、現在、6月1日号の広報誌でお知らせする予定にしております。そして、引き続き複数回広報誌でお知らせしたいと考えております。また、そのときの出きていない件数にもよりますが、場合によっては、再度促すための通知等も考えております。

吉永美子委員 促すための通知はこれまでもされてきましたか。促すためにどのようにされてきたのかということです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの給付金事業について、未提出の方に対する通知は行ってきておりませんでした。今回については、出てきていない件数にもよるとは思うんですが、期間を長くしておりますので、その分そういったアプローチも可能であると考えております。

吉永美子委員 11月末という期限は、国が示しているものなのでしょうか。例えば、市の裁量で年内までなどに期限を延ばせるのですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 本事業につきましては、国から交付金が出る事業になりますので、この事業に関して国からの縛りはありません。今回の給付金事業で支援した世帯のうち非課税世帯の件数分の交付金を国から交付されるという制度になっておりますので、事業そのものは市の単独事業です。

山田伸幸委員 先ほどの本会議で、商品券事業のコールセンターについて聞いたんですが、この事業では市がいろいろな電話や窓口で対応するという事なんだろうが、かなりの件数があるんじゃないでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 これまでの給付金事業を考えまして、発送した当初は電話対応などがかなり多くなります。10万円や5万円の

給付金のおきにも国が行っているコールセンターがありましたがお、ここに問い合わせても、制度的な問合せには答えてくれますが、個別の話はそれぞれの自治体に連絡してくださいとなっていました。市では、前回はも前々回もコールセンターを準備していませんでしたので、今回も同様の対応でいこうと考えております。

大井淳一朗委員 以前、別の給付金で指摘があったのは、今回でいうと11月末を過ぎた場合の対応についてです。一つの基準として11月末で区切ることに合理性はあるんです。しかし、以前の指摘のように、入院などで気付かないことがあった場合にも形式的に切ってしまうていいのか。11月末を過ぎた場合の対応は、どのように考えておられますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 一律で12月1日に申請したら、もう駄目なのかという問題はあるんですが、いずれにしてもどこかで線を引かなければいけないと考えております。ですので、11月末までにできるだけ確認書等を提出していただけるようにアプローチしていきたいと考えております。

大井淳一朗委員 社会福祉課は民生委員の関係も担当されています。アクションがない場合には、そういったマンパワーも使って対応すべきだと思っておりますが、その辺は考えていらっしゃいますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今回は未提出の方に対して再度のアプローチ等を考えております。通信運搬費は、再度提出を促すための通知を送ることを想定して、これまでの給付金事業よりも予算を若干増額しております。

大井淳一朗委員 その情報を集める際に民生委員なども活用したほうがいいんじゃないかという意味で言ったんですが、いかがですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 民生委員等を含めて地域に給付金事業の情報を流した上で、「気になる方がいらっしゃったら、教えてあげてください」という地域でのアプローチを考えていきたいと考えます。

山田伸幸委員 いろいろな文書を送られていますが、それを見ても的確に判断できない人は少なからずおられるんです。そういった意味で、地域を漏れなく対応していこうと思ったら、民生委員等の活用が必要ではないかと思うので、一声かけていくことが必要ではないでしょうか。また、市の相談窓口には何人の職員がいるんでしょうか。

坂根社会福祉課長 民生委員等につきましては、社会福祉課が事務局ですので、依頼したいと思います。窓口につきましては、前は社会福祉課職員で対応しました。その前は臨時職員を採用して対応していました。前は、募集しましたが、手を上げた方がいらっしゃらなかったもので、社会福祉課で対応しました。前回同様、今回も社会福祉課で対応したいと思います。（「人数は」と呼ぶ者あり）社会福祉課地域福祉係の3人が対応して、ほかの係の窓口等でも対応できる相談は対応したいと思っております。

松尾数則分科会長 社会福祉課部分について、ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、子育て支援課部分の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 この事業は非常に重要だと思いますが、手続の流れとして、どういう基準で高騰分を算出するんですか。補助までの流れについてお答えください。

重村子育て支援課保育係長 まず、令和3年度と令和5年度の食材料費を算出して、そのうち実費徴収している児童が対象となりますので、その割合を掛けます。そして、令和5年度と令和3年度の差額を出し、それを令和5年度の対象児童数で割ると単価が出ます。その単価に令和5年度の

各月初日の児童数を掛けた分を増加相当額として算出します。単価が900円に満たなければ、その単価を採用するということになります。

大井淳一郎委員 算出した補助金額を渡して、言い方が良くないですが、渡し切りで、その後のチェックはないんですか。支出して終わりということですか。

重村子育て支援課保育係長 実績報告を出してもらって、特に返還は求めない形です。

奥良秀委員 1人当たりの単価は幾らになるんですか。

重村子育て支援課保育係長 園の食材費や園児数によって変わるとは思いますが、増加相当額を対象児童数で割ったものを1人当たりの増加分として算定します。

奥良秀委員 答えになっていません。例えば、私立幼稚園では令和5年度で1人当たり幾ら値上げしますときちんと出ているんです。そして、調査するが、余った分の返還は求めないということですが、これはもう少しきちんとか精査したほうがいいと思うんですが、いかがですか。単価が言えないというのも、支出するだけになっていきますんで、その辺を精査されたほうがいいと思います。

野村子育て支援課課長補佐 私立保育園への補助は、県の補助金を活用して、各園に補助する形を取っております。県の要綱によりますと、この補助基準額の上限は、副食費について1人当たり月900円が増加相当額として設定されているところです。

奥良秀委員 上限額は900円ですね。それを超えているか、超えていないかはチェックされないんですか。

野村子育て支援課課長補佐 単価は令和3年度の実際の食材料費の支出と令和5年度の食材料費の増加相当額を比較して算出し、算出した単価が900円を超えているかどうかを比較します。月額900円が上限額となりますので、それ以上は補助しないのですが、それより少なかった場合は、その額が補助対象額となります。

奥良秀委員 1人当たりの単価の上限額が900円ですね。それよりも少なかった場合には余分が出ますが、これはどうお考えですか。先ほど返金は要らないということでしたが、それは保育園の収入になるんですか。

野村子育て支援課課長補佐 この事業には令和5年度の食材料費増額の実績値が必要となります。そのため、来年1月頃に各園から食材費が実際にどのくらい増額したかの資料を出していただくことを考えております。実際には1月頃に各園から実績を出してもらおうと思っておりますので、1月分までは実績で、2月分、3月分については見込みとなりますので、もしかしたらそこで余分が出るかもしれませんが、そこまでかい離はないと考えております。

奥良秀委員 説明がよく分かりませんでした。要は、最後にきちんと精査されたほうがいいと思うんですよ。単価は幾らで、幾ら使いましたという収支決算をきちんと出してもらったほうがいいと思います。保育園も幼稚園もいろいろなところがあり、物価高騰で、特に今からは電力も上がっていき、子育て関係施設は、相当苦しい状況になっていくと思います。山陽小野田市が子育てしやすいまちであるならば、いろいろなところに目を向けていただいて、お金が無駄にならないように運営していただきたいと思います。収支報告などがどのようなものになっているかは、資料請求して吟味したいと思います。

松尾数則分科会長 市議会としても収支報告等がどのようなになっているか知り

たいです。

大井淳一郎委員 奥委員から要望があった資料は提出してもらえますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それは令和5年度の事業についての収支報告書ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。（「出していただけますか」と呼ぶ者あり）はい。

松尾数則分科会長 お願いします。ほかに子育て支援課分で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、承認第1号の審査に入りたいと思います。社会福祉課は退席いただいて結構です。（発言する者あり）5分休憩して、11時45分から再開します。

---

午前11分40分 休憩

---

---

午前11時45分 再開

---

松尾数則分科会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行します。次は承認第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に関する専決処分について審査します。まず、執行部の説明を求めます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 承認第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に関する専決処分について御説明します。この補正は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関するものです。食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年3月22日に開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されました。また、この特別給付金の支給

時期については、申請不要の積極支給の対象者に対しては5月末までに支給することとされ、特に緊急を要したため、本来であれば議会で御審議いただくべきところ、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月20日付けで専決処分しました。つきましては、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。最初に、この補正に係る給付金の概要について資料に沿って御説明いたします。資料1を御覧ください。これは国が示した給付金の概要です。時点修正を除き、令和4年度の給付金と同様の給付内容です。(1)、支給対象者の①、児童扶養手当受給者等に当たるのは、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方、公的年金等を受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方で食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方です。②については、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者である方、又は令和4年度の給付金支給対象者以外の方で食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税の方です。給付額は(2)にあるとおり、児童一人当たり5万円で、ひとり親世帯分については、令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象人数及び昨年度の給付実績から940人を見込み、ひとり親以外の子育て世帯分については、昨年度の給付実績から500人を見込んでおります。収入・所得の基準額につきましては、資料2を御覧ください。上段のひとり親世帯分については、お示しした一覧が児童扶養手当の受給対象となる所得等の基準額と同額で、公的年金給付等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方や家計が急変した方はこの基準未満でないと対象となりません。ひとり親世帯以外の子育て世帯については下段のひとり親以外の子育て世帯分の表にあるとおりで、夫婦と子ども1人の世帯の場合は、所得限度額は110万8,000円、収入にすると168万円が限度額です。以下、表の下に行くにつれ、子どもの人数が多くなり、所得、収入ともに限度額が増え、それぞれ表にあるとおりです。令和5年3月児童扶養手当受給者又は令和4年度の低所得の子育て世帯に対す

る子育て世帯生活支援特別給付金受給者については、申請の必要はなく、市から送付する支給の通知をもって支給対象者に対する支給の申込みとします。また、支給を希望しない方には受給拒否の届出を提出していただくこととなります。それ以外の方は申請が必要となります。申請受付は7月1日から開始し、受給要件を満たす方に対して順に支給する予定としております。申請期限は、原則として令和6年2月29日まで、郵送の場合は必着としますので、広報誌やSNSを活用しながら制度の周知を徹底してまいります。それでは、補正予算について御説明しますので、補正予算書5、6ページをお開きください。下段の3歳出から御説明します。3款民生費、2項児童福祉費、12目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費7,799万7,000円を増額するものです。内訳は、3節職員手当等15万3,000円は、職員の時間外勤務手当として、10節需用費41万8,000円は、事務用品費及び制度を周知するチラシや送付用封筒の印刷製本費等として、11節役務費42万6,000円は、給付金支給や振込通知の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料として、12節委託料500万円は、システム改修委託料として、18節負担金、補助及び交付金7,200万円は、給付金費用として計上です。続きまして、これに伴う特定財源の補正について御説明します。同じページの上段、2歳入を御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に、補助割合が10分の10であることから、歳出と同額の7,799万7,000円を計上しております。御審査のほどよろしく願いいたします。

福田勝政委員 スケジュールの一番下、「直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）」という部分を詳しく説明してください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 ここは申請が必要な方についてのことです。

現在、申請受付は7月1日から開始する予定としております。頂いた申請書を審査した後、受給要件を満たす方には順に支給する予定としております。

吉永美子委員　こういうときにはいつもシステム改修委託料が出てくるんです。仕方ないと思うんですけど、先の議案では、社会福祉課分のシステム開発委託料が500万円で、今回の議案でも、システム改修委託料500万円ということで、システムに関して何かするときには金額が決まっているものなんですか。詳しく教えてください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　システム改修の費用について、予算要求の際には、まだ国から制度の詳細が示されておらず、システム設計業者と詳細な調整ができませんでした。そのため、令和4年度に同様の給付金を支給した際に提出された見積りを参考資料として計上しました。予算要求後、今回の制度に基づいた見積書を取得したところ、500万円までにはいかない金額となりました。業務委託契約締結に当たっては、きちんと今回の業務を反映させた価格で契約しております。

吉永美子委員　システム改修という項目は結構な回数出てきますが、どういうときに必要ですか。また、金額は高めになっていると言われましたが、これは入札で決めるんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　給付金のたびにシステム改修を行っております。前年度に同様の給付金を行った結果を残さなければなりません。また、毎回対象者が違うので、生年月日等が1年ずつずれてきます。そういったところで、年度ごとに異なる対象者を抽出するための改修等が必要になっております。事業者の選定につきましては、NECのシステムを使っておりますので、NECでないと改修を行えないので随意契約としております。

吉永美子委員 いろいろな給付がなされるたびにNECにお金を支払わないといけないということですね。それはもう仕方ないですが、その金額の決定の方法については、例えば、競合他社がいれば入札などとなり、金額が変動しますが、随意契約ではどういう交渉をしておられるのでしょうか。要は、相手からこれだけかかりますよと言われたら、もうその金額にせざるを得ないのか。交渉の余地は全くないんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 給付金の仕様について、システム業者に説明して、それに基づいた見積書が出てきておりますので、必要な経費と解釈しております。

吉永美子委員 他社等との比較は全くできず、言われた金額ですか。NECでするので変なことしないと思いますが、相手から言われた金額で契約せざるを得ない状況がこれからもずっと続くということですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 同業他社との比較等はしておりません。

白井健一郎副分科会長 資料(6)について、①の方々は申請不要となっております。②の方々も申請不要です。しかし、その下の※、直近で収入が減少した世帯等は要申請となっております。要するに、直近で収入が減少した世帯等の方は、こちらからアプローチしないと分からない方々なんですよね。そこで一つ疑問です。今、LINEを使って市の情報を流していると思うんですけど、これを使うことも考えられるわけですね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 市の公式LINE等を活用しながら、こういう方が対象になるということ呼びかけていきたいと考えております。

松尾数則分科会長 お昼の時間にかかりますが、続いて審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

白井健一郎副分科会長 今度の一般質問で子育て支援課に質問しようと思って  
いまして、市の公式LINEを見たんです。LINEを調べると、なかなか  
思ったところに行かないんです。例えば、トップページに、「子育て  
いいね」がありますが、ここに情報があると思って調べるんですけど、  
難しい言葉が並んでいるので項目を選択しづらいんです。そもそも給付  
金をもらえるかどうかも自分で判断しづらい人が、ネットから情報を探  
せるかどうか疑問なんです。そういう疑問を持ったことはありますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 収入が減少した世帯に対して給付金があり  
ますよということ、新着情報としてお知らせしたいと思っております。  
この給付金については、情報を探していただくというよりは、発信して  
いきたいと考えております。

白井健一郎副分科会長 当事者の方にしてみれば、もうしがみつくような気持  
ちで調べられると思うので、必要な情報がしっかりと載るような形にさ  
れたほうがいいと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 頂いた御意見を参考にしながら、より多く  
の方に御理解いただけるような広報に努めてまいります。

山田伸幸委員 先ほどの説明で対象者は500人と言われましたが、本当に5  
00人でよろしいのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 ひとり親世帯分は940人、ひとり親以外  
の子育て世帯分は500人、合わせて1440人を見込んでおります。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）こ  
れで一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を終了いたします。お  
疲れ様でした。

---

午後0時15分 散会

---

令和5年（2023年）5月17日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松尾数則